

九州栄養福祉大学 履修規程

1. 授 業 科 目

第1条 授業科目は大きく分けて次のとおりである。

【食物栄養学部】

(1) 基礎教養科目

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 本学教育への理解 | ④ 人間と科学への理解 |
| ② 人間と文化への理解 | ⑤ 語学と国際社会への理解 |
| ③ 人間と社会への理解 | ⑥ 健康と運動への理解 |

(2) 専門教育科目

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 管理栄養士基本科目 | ⑤ 食と健康分野 |
| ② 専門基礎科目 | ⑥ 食品産業・流通分野 |
| ③ 福祉分野 | ⑦ 卒業研究 |
| ④ 実践栄養分野 | |

(3) 教職に関する専門教育科目

【リハビリテーション学部】

(1) 基礎教養科目

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 本学教育への理解 | ③ 人間と科学への理解 |
| ② 人間と文化・社会への理解 | ④ 語学と国際社会への理解 |

(2) 専門基礎科目

- ① 人体の構造と機能及び心身の発達
- ② 疾病と障害の成り立ち及び回復の過程の促進
- ③ 保健医療福祉とリハビリテーションの理念

(3) 専門教育科目

<理学療法学科>

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ① 基礎理学療法学 | ② 理学療法評価学 | ③ 理学療法治療学 |
| ④ 地域理学療法学 | ⑤ 臨床実習 | |

<作業療法学科>

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ① 基礎作業療法学 | ② 作業療法評価学 | ③ 作業療法治療学 |
| ④ 地域作業療法学 | ⑤ 臨床実習 | |

2. 履修方法

第2条 本学卒業の資格を得るためには、4年以上在学し、124単位以上を修得しなければならない。

第3条 履修の方法は、次の基準による。

【食物栄養学部】

- (1) 別表の履修単位表に定めるところに従って、基礎教養科目24単位以上、専門教育科目100単位以上修得しなければならない。
- (2) 栄養士の資格及び管理栄養士の国家試験受験資格を得ようとする者は栄養士法、同施行規則及び、管理栄養士学校指定規則に規定する単位を修得しなければならない。

【リハビリテーション学部】

- (1) 別表の履修単位表に定めるところに従って、基礎教養科目24単位以上、専門基礎科目及び専門科目100単位以上修得しなければならない。
- (2) 理学療法士又は作業療法士の国家試験受験資格を得ようとする者は、理学療法士及び作業療法士法及び、同施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

第4条 単位の計算は次の基準による。

- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。但し、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験・実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。但し、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

第5条 各年次の学生が履修する授業科目及び単位数は別表の履修単位表のとおりである。履修する授業科目の選択にあたっては、履修単位表に指示する履修の順序に従わなければならない。

2 授業科目の履修制限を以下のとおり定める。

【食物栄養学部 食物栄養学科】

1. 履修指導において、「基礎化学」の履修を義務付けられた者は、「基礎化学」の単位を修得していなければ、化学を履修できない。
2. 履修指導において、「基礎生物学」の履修を義務付けられた者は、「基礎生物学」の単位を修得していなければ、「生化学Ⅰ」を履修できない。
3. 「臨地実習Ⅱ」、「臨地実習Ⅲ」の単位を修得していなければ、「臨地実習Ⅰ」を履修できない。

4. その他、別途定める臨地実習科目を履修するために必要な単位を修得していなければ、臨地実習科目を履修できない。

【リハビリテーション学部 理学療法学科】

1. 3年前期までの卒業必修科目をすべて修得していなければ、3年後期に開講される「臨床実習Ⅱ」を履修できない。
2. 「臨床実習Ⅱ」を修得していなければ、「臨床実習Ⅲ」を履修できない。
3. 「臨床実習Ⅳ」を修得していなければ、4年後期に開講される卒業必修科目を履修できない。

【リハビリテーション学部 作業療法学科】

1. 3年前期までの卒業必修科目をすべて修得していなければ、3年後期に開講される「臨床実習Ⅲ」を履修できない。
2. 「臨床実習Ⅲ」を修得していなければ、「臨床実習Ⅳ」を履修できない。
3. 「臨床実習Ⅳ」を修得していなければ、「臨床実習Ⅴ」を履修できない。
4. 「臨床実習Ⅴ」を選択した者は、単位を修得していなければ、4年後期に開講される卒業必修科目を履修できない。

3. 受 講

第6条 学生は、毎学期始めの所定の期間内に基礎教養科目、専門教育科目又は専門基礎科目、専門科目について希望の授業科目を選択して履修届に記入の上、教務課に提出し、授業担当者及び学長の承認を得なければならない。但し、選択の範囲は時間割、その他の都合によって制限されることに注意を要する。

なお、選択した選択科目を中止（変更）するときは、授業担当者を通じて学長に届出（願出）なければならない。

但し、科目変更は受講指導期間内に限る。

- 2 1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を48単位とする。但し、次の各号に定めるものについては登録単位数の上限から除くものとする。
 - (1) 教職に関する専門教育科目
 - (2) 学長が認めた科目
- 3 前項の規定にかかわらず次の者は教務部長の許可を得て登録単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
 - (1) 所定の単位を優れた成績をもって修得した者
 - (2) 相当な理由により、学長が特に認めた者

第7条 選択科目中にあるものは年度によって開講しないことがある。

開講した授業科目でも、受講者数が10名に満たない場合には、開講を取止めることが

ある。

第8条 各授業科目は、その内容、教室の都合によって受講人員を制限することがある。

4. 進級制度

第9条 進級制度を以下のとおり定める。

【食物栄養学部 食物栄養学科】

1. 基礎教養科目 本学教育への理解「キャリアガイダンスⅡ」を修得していない場合は3年に進級できないものとする。
2. 2年次までに開講される卒業必修の実験・実習が修得されていない場合は3年に進級できないものとする。ただし、集中で実施される実験・実習については除く。
3. 2年次までに開講される卒業必修科目について、前期あるいは後期で4科目以上、または通年で6科目以上が修得されていない場合は3年に進級できないものとする。なお、進級できなかった場合には、基礎教養科目 本学教育の理解「キャリアガイダンスⅡ」の単位は認定されない（再履修とする）。
4. 専門教育科目「キャリアデザイン」を修得していない場合は4年に進級できないものとする。
5. 3年次までに開講される卒業必修の実験・実習が修得されていない場合は4年に進級できないものとする。ただし、集中で実施される実験・実習については除く。
6. 3年次までに開講される卒業必修科目が、前期あるいは後期で3科目以上、または通年で4科目以上が修得されていない場合は4年に進級できないものとする。なお、進級できなかった場合には、専門教育科目「キャリアデザイン」の単位は認定されない（再履修とする）。

【リハビリテーション学部 理学療法学科】

1. 2年次までに開講される卒業必修科目について、すべて修得していなければ3年に進級できないものとする。ただし、前期開講科目のうち、未修得科目が「解剖学Ⅰ」、「生理学Ⅰ」、「運動学各論」を除く2科目以内であれば3年に進級できる場合がある。
2. 3年後期に開講される「臨床実習Ⅲ」を修得していない場合は4年に進級できないものとする。

【リハビリテーション学部 作業療法学科】

1. 2年次までに開講される卒業必修科目について、すべて修得していなければ3年に進級できないものとする。ただし、前期開講科目のうち、未修得科目が「解剖学Ⅰ」、「生理学Ⅰ」、「運動学各論」を除く2科目以内であれば3年に進級できる場合がある。

5. 科目等履修生

第10条 学則第66条により科目等履修生として受講を希望する者は、所定の「科目等履修願」に履歴書、最終学校卒業証明書および健康診断書を添えて学長に願出なければならない。

- 2 科目等履修生に対する審議は次の基準による。
 - (1) 正規の学生の学習の妨げのない場合に限る。
 - (2) 高等学校卒業者またはこれと同等以上の学力を有すると認められた者。
 - (3) 身元確実な保証人を有する者。
- 3 科目等履修生の受講許可は毎学期始めに行う。
- 4 受講の期間は1期又は1年とする。
- 5 科目等履修生は1単位の講義・演習若しくは実習・実技に対して10,000円の受講料を定められた期日までに納めなければならない。
- 6 この他、科目等履修生に関する規定は一般学生に準ずるものとし、必要な事項については教授会の議によるものとする。

6. 特別聴講学生

第11条 学則第67条により特別聴講学生として受講を希望する者は、所定の「特別聴講履修願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

7. 外国人留学生

第12条 外国人で本学に入学を志願する者に対しては、特別選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に対する審議は次の基準による。
 - (1) 外国において12か年の学校教育課程を修了した者。
 - (2) 出入国管理及び難民認定法において、大学入学に支障のない在留資格を有する者。
 - (3) 日本の大学で学ぶのに十分な日本語能力を有する者。
 - (4) 本学に入学を志願する者は、下記の書類に受験料を添えて指定の期日までに願出なければならない。

① 入学願書	⑦ 外国人登録済証明書
② 履歴書	⑧ 在日の身元保証人保証書
③ 卒業証明書	⑨ 保証人の身元引受証明
④ 成績証明書	⑩ 保証人の誓約書
⑤ 健康診断書	⑪ 保証人保証書
⑥ 誓約書	⑫ 学費等の支弁能力を立証する証明書
 - (5) 選考は、出願書類、学力試験、作文並びに面接（保証人を含む）の結果を総合して行うものとする。

- (6) 保証人は1名とし、日本国に在住し、在学中に一切の連帯責任を負えるものと本学が認めた者でなければならない。
- (7) 入学後、本人または保証人の責任により、修学上著しい支障を生じた時は、退学を命ずることがある。
- (8) 外国人留学生の定員は別に定める。
- (9) 本規定は、外国人科目等履修生にも準用する。

附 則

この改正規定は平成27年4月1日より施行する。

GPA制度について

本学では GPA (Grade Point Average : グレード・ポイント・アベレージ) 制度を導入しています。GPA は皆さんが自身の成績状況を的確に把握するための指標です。自身の GPA を把握し、無理のない履修計画を立て、主体的に学習に取り組んでください。

1. GPAの算出方法

(1) 各科目の GP

各科目の GP (グレード・ポイント) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$GP = \frac{100 \text{ 点法による評点} - 55}{10}$$

上記の計算式により、各科目の GP が以下のように求まる。

評点	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下	—
評価	秀	優	良	可	不可、失格	認定
GP	4.5～3.5	3.4～2.5	2.4～1.5	1.4～0.5	0.0	除外

(2) 学期 GPA

各科目の GP と単位数から、学期 GPA (学期に取得した GP の平均) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{当該学期の【履修登録した科目の GP} \times \text{単位数】の総和}}{\text{当該学期の【履修登録した科目の単位数】の総和}}$$

(3) 通算 GPA

通算 GPA (入学時から今学期までに取得した GP の平均) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$\text{通算 GPA} = \frac{\text{入学時から今学期までの【履修登録した科目の GP} \times \text{単位数】の総和}}{\text{入学時から今学期までの【履修登録した科目の単位数】の総和}}$$

2. 表彰や奨学制度への活用

卒業時等における成績優秀者への各種表彰の選考や創設者宇城信五郎記念奨学金をはじめ、その他奨学金に関わる選考にあたり GPA の値を活用する。

3. 再履修・履修取消等における取扱い

(1) 再履修科目

不合格科目を再履修し、合格となった場合は、合格の評価が与えられた学期の学期 GPA 及び通算 GPA に算入し、再履修前の不合格評価については、通算 GPA に算入しない。ただし、不合格の評価を与えられた学期の学期 GPA には算入する。

(2) 履修取消等

履修登録をして、学期途中で出席しなくなった科目についても GPA の計算対象となる。履修登録変更期間中に履修取消手続きを行った科目については、GPA の計算対象にならない。

4. GPA の通知

学生に対しては GPA を適宜通知するので、自身の GPA について把握をして学修に役立てるようにすること。

保護者に対しては年度末に発送する保護者への成績通知により通知する。

5. GPA と学修指導

(1) GPA の値が良好な者

無理な履修登録を防止するために学期中に履修できる単位数に上限を定める CAP 制を設けているが、GPA の値が良好な学生については「学修意欲が高い」「余裕がある」と判断して、上限以上の履修を認める場合がある。

(2) GPA の値が不良な者

GPA の値が不良である学生に対して、学科教員を中心として学修指導を行う。特に指導が必要と考えられる場合や改善が見られない場合は、保護者同席の上で指導を行うこともある。

免許状・資格取得に必要な最低修得単位

1. 栄養教諭一種免許状

基礎資格		学士の学位を有すること、かつ栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。 ・日本国憲法 2単位以上 ・コンピュータリテラシーⅠ・Ⅱ 2単位以上 ・実用英語の基礎Ⅰ・Ⅱ 2単位以上 ・健康スポーツ科学Ⅰ 2単位以上			
教育職員免許法施行規則に定める科目		履修科目	単位		
教職に関する専門教育科目	栄養に係る教育に関する科目 (4単位)		児童・生徒の栄養指導Ⅰ	2	
			児童・生徒の栄養指導Ⅱ	2	
	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)・進路選択に資する各種機会の提供等	教育職の研究	2	
		教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育心理学	2
	教育課程に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育制度論	1	
		教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	1	
			道徳及び特別活動に関する内容	道徳教育の理論と方法	1
				特別活動の理論と方法	1
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論	1		
		生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論と方法	2
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	学校カウンセリング	2
	教職実践演習		教職実践演習(栄養教諭)	2	
	栄養教育実習	栄養教育実習事前・事後指導		1	
栄養教育実習		1			

2. 栄 養 士

教育内容	単位数		科 目 名	単位数	
	講義 又は 演習	実験 又は 実習		講義又 は演習	実験又 は実習
社会生活と健康	4	4	公 衆 衛 生 学 I	2	
			社 会 福 祉 論	2	
			社会生活と健康の合計単位数	4	
人体の構造と機能	8		解 剖 生 理 学 I	2	
			解 剖 生 理 学 II	2	
			生 化 学 I	2	
			運 動 生 理 学	2	
			生 化 学 実 験		1
			解 剖 生 理 学 実 験		1
			人体の構造と機能の合計単位数	8	2
食品と衛生	6	食 品 学 総 論	2		
		食 品 衛 生 学	2		
		食 品 加 工 学	2		
		食 品 学 実 験 I		1	
		食 品 衛 生 学 実 験		1	
		食品と衛生の合計単位数	6	2	
栄養と健康	8	基 礎 栄 養 学	2		
		応 用 栄 養 学 I	2		
		臨 床 栄 養 学 I	2		
		臨 床 栄 養 学 II	2		
		基 礎 栄 養 学 実 験		1	
		応 用 栄 養 学 実 習		1	
		臨 床 栄 養 学 実 習 I		1	
		臨 床 栄 養 学 実 習 II		1	
栄 養 と 健 康 の 合 計 単 位 数	8	4			
栄養の指導	6	栄 養 教 育 論 I	2		
		栄 養 教 育 論 II	2		
		公 衆 栄 養 学 I	2		
		栄 養 教 育 論 実 習 I		1	
		栄 養 教 育 論 実 習 II		1	
		栄 養 指 導 の 合 計 単 位 数	6	2	
給食の運営	4	調 理 学	2		
		給 食 管 理	2		
		調 理 学 実 習 I		1	
		調 理 学 実 習 II		1	
		調 理 学 実 習 III		1	
		臨地実習Ⅲ（特定給食施設）		1	
		給食の運営の合計単位数	4	4	
小 計	36	14	小 計	36	14
合 計	50		合 計	50	

3. 管理栄養士

教育内容		単位数		科目名	単位数		
		講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習	
専門基礎分野	社会・環境と健康	6	10	健康管理概論	2		
				公衆衛生学Ⅰ	2		
				公衆衛生学Ⅱ	2		
				社会福祉論	2		
	社会・環境と健康の小計				8		
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14			解剖生理学Ⅰ	2	
				解剖生理学Ⅱ	2		
				生化学Ⅰ	2		
				生化学Ⅱ	2		
				病態生理学	2		
				疾病の成り立ちと病態	2		
				運動生理学	2		
				微生物学	2		
				生化学実験		1	
				解剖生理学実習		1	
	解剖生理学実験		1				
人体の構造と機能及び疾病の成り立ちの小計				16	3		
食べ物と健康	8		食品学総論	2			
		食品衛生学	2				
		食品加工学	2				
		調理学	2				
		食品学実験Ⅰ		1			
		食品学実験Ⅱ		1			
		食品加工学実習		1			
		食品衛生学実習		1			
		調理学実習Ⅰ		1			
		調理学実習Ⅱ		1			
	調理学実習Ⅲ		1				
食べ物と健康の小計				8	7		
		28	10	専門基礎分野小計	32	10	

教育内容		単位数		科目名	単位数		
		講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習	
専 門 分 野	基礎栄養学	2	8	基礎栄養学	2		
				基礎栄養学実験		1	
	基礎栄養学の小計				2	1	
	応用栄養学	6		応用栄養学Ⅰ	2		
				応用栄養学Ⅱ	2		
				応用栄養学Ⅲ	2		
				応用栄養学実習		1	
				応用栄養学の小計			
	栄養教育論	6		栄養教育論Ⅰ	2		
				栄養教育論Ⅱ	2		
				栄養教育論Ⅲ	2		
				栄養教育論実習Ⅰ		1	
				栄養教育論実習Ⅱ		1	
				栄養教育論の小計			
	臨床栄養学	8		臨床栄養学Ⅰ	2		
				臨床栄養学Ⅱ	2		
				臨床栄養学Ⅲ	2		
				食物とアレルギー	2		
				臨床栄養学実習Ⅰ		1	
				臨床栄養学実習Ⅱ		1	
臨床栄養学の小計				8	2		
公衆栄養学	4	公衆栄養学Ⅰ	2				
		公衆栄養学Ⅱ	2				
		公衆栄養学実習(学内)		1			
		公衆栄養学の小計				4	1
給食経営管理論	4	給食管理理論	2				
		給食経営管理理論	2				
		給食管理実習		1			
		給食経営管理論の小計				4	1
総合演習	2	食健康センター活動(演習)	1				
		臨地実習指導(演習)	1				
		総合演習の小計				2	
臨地実習		臨地実習Ⅰ (病院・介護老人保健施設)		2			
		臨地実習Ⅱ (保健所・保健センター・病院・介護老人保健施設)		1			
		臨地実習Ⅲ (特定給食施設)		1			
		臨地実習の小計					4
		32	12	専門分野の小計	32	12	
		82		合計	86		

※給食の運営に係る校外実習を含むのは、臨地実習Ⅲとなります。

栄養士法・同施行令及び施行規則に定める教育課程を修了し、管理栄養士課程を卒業した者には、栄養士免許が与えられるとともに管理栄養士国家試験の受験資格が取得できる。

栄養士・管理栄養士については、栄養士法第1条の規定に次のように定義づけられている。

栄 養 士

都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事する者をいう。

管理栄養士

厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持促進のための栄養の指導並びに特定多数に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

管理栄養士の国家試験科目は、次の9科目である。

- | | | |
|-----------|--------------------|--------|
| ①社会・環境と健康 | ②人体の構造と機能及び疾病の成り立ち | |
| ③食べ物と健康 | ④基礎栄養学 | ⑤応用栄養学 |
| ⑥栄養教育論 | ⑦臨床栄養学 | ⑧公衆栄養学 |
| ⑨給食経営管理論 | | |

4. 理学療法士

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定められた教育内容・単位数			授 業 科 目	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	1 4	キャリア教育	2
			食と福祉	} 2※
			食と哲学	
			食と健康	
			栄養カウンセリング	
			北九州市のノーマライゼーション	
			社会福祉と地域ケア	2
			食と農園	
			医療人のための教育学	2
			人間関係の心理	2
			医学倫理学	2
			医療人のための科学論	} 2※
			人間と環境	
			文化人類学	
			医療人のための法学	
			基礎生物学	} 2※
			基礎物理学	
			基礎化学	
			情報処理演習Ⅰ	1
			情報処理演習Ⅱ	1
			健康スポーツ科学	1
			実用英語の基礎Ⅰ	1
			実用英語の基礎Ⅱ	} 1※
			フランス語の基礎Ⅰ	
中国語の基礎Ⅰ				
フランス語の基礎Ⅱ				
中国語の基礎Ⅱ				
実用英語Ⅰ				
実用英語Ⅱ				
*上記のうち選択必修単位	3			
			小計	24

専門基礎 分野	人体の構造と機能及び心 身の発達	1 2	解剖学Ⅰ 解剖学Ⅱ 生理学Ⅰ 生理学Ⅱ 解剖生理学総合実習 運動学総論 運動学各論 臨床運動分析 人間発達学	2 2 2 2 1 2 2 1 2
	小計			1 6
	疾病と障害の成り立ち及 び回復の過程の促進	1 2	病理学 臨床心理学 小児科学 内科学 整形外科学 神経内科学 精神医学Ⅰ 臨床医学概論 リハビリテーション医学 スポーツリハビリテーション レクリエーション リハビリテーション栄養学 障害者スポーツ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 1※ 1※
小計			1 9	
専門基礎 分野	保健医療福祉とリハビリ テーションの理念	2	リハビリテーション概論 地域保健学 臨床統計 医療人のための経営管理 フィールド・スタディ	2 2 1※ 1※
	小計			5
専門分野	基礎理学療法学	6	理学療法学概論 理学療法ゼミナールⅠ 理学療法ゼミナールⅡ 理学療法ゼミナールⅢ 理学療法研究法演習Ⅰ	2 1 1 1 1
			小計	

専門分野	理学療法評価学	5	理学療法評価学概論 理学療法評価学基礎技術演習Ⅰ 理学療法評価学基礎技術演習Ⅱ 疾患別理学療法評価学演習 理学療法評価学統合演習	2 1 1 1 1
			小計	6
	理学療法治療学	20	運動療法学概論 運動療法学演習 物理療法 義肢装具学 義肢装具学演習 神経障害系運動療法Ⅰ 神経障害系運動療法Ⅱ 中枢神経障害系理学療法Ⅰ 骨・関節障害系理学療法Ⅰ 神経・筋障害系理学療法Ⅰ 内部障害系理学療法Ⅰ 発達障害系理学療法Ⅰ 中枢神経障害系理学療法Ⅱ 骨・関節障害系理学療法Ⅱ 神経・筋障害系理学療法Ⅱ 内部障害系理学療法Ⅱ 発達障害系理学療法Ⅱ 日常生活活動分析 日常生活活動支援 理学療法総合演習 理学療法卒業研究	2 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2
			小計	25
	地域理学療法学	4	生活環境支援論 障害支援工学	2 2
			小計	4
	臨床実習	18	臨床実習Ⅰ 臨床実習Ⅱ 臨床実習Ⅲ 臨床実習Ⅳ	1 2 8 8
			小計	19
合 計		93		124

「単位数」欄 ※選択必修科目をそれぞれ1科目ずつ修得すること

5. 作業療法士

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定められた教育内容・単位数			授 業 科 目	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	1 4	キャリア教育	2
			食と福祉	} 2※
			食と哲学	
			食と健康	
			栄養カウンセリング	
			北九州市のノーマライゼーション	
			社会福祉と地域ケア	2
			食と農園	
			医療人のための教育学	2
			人間関係の心理	2
			医学倫理学	2
			医療人のための科学論	} 2※
			人間と環境	
			文化人類学	
			医療人のための法学	
			基礎生物学	} 2※
			基礎物理学	
			基礎化学	
			情報処理演習Ⅰ	1
			情報処理演習Ⅱ	1
			健康スポーツ科学	1
			実用英語の基礎Ⅰ	1
			実用英語の基礎Ⅱ	} 1※
			フランス語の基礎Ⅰ	
中国語の基礎Ⅰ				
フランス語の基礎Ⅱ				
中国語の基礎Ⅱ				
実用英語Ⅰ				
実用英語Ⅱ				
*上記のうち選択必修単位	3			
			小計	24

専門基礎 分野	人体の構造と機能及び心 身の発達	1 2	解剖学Ⅰ 解剖学Ⅱ 生理学Ⅰ 生理学Ⅱ 解剖生理学総合実習 運動学総論 運動学各論 人間発達学	2 2 2 2 1 2 2 2	
				小計	1 5
	疾病と障害の成り立ち及 び回復の過程の促進	1 2	病理学 臨床心理学 小児科学 内科学 整形外科学 神経内科学 精神医学Ⅰ 精神医学Ⅱ 臨床医学概論 リハビリテーション医学 スポーツリハビリテーション レクリエーション リハビリテーション栄養学 障害者スポーツ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 ※
			小計	2 1	
専門基礎 分野	保健医療福祉とリハビリ テーションの理念	2	リハビリテーション概論 地域保健学 臨床統計 医療人のための経営管理 フィールド・スタディ	2 2 1 1 1	
				小計	5
専門分野	基礎作業療法学	6	作業療法学概論 基礎作業 活動解析演習 基礎作業実習Ⅰ 基礎作業実習Ⅱ 作業療法ゼミナールⅠ 作業療法ゼミナールⅡ 作業療法ゼミナールⅢ 作業療法研究法	2 1 1 1 1 1 1 1 1	
			小計	1 0	

専門分野	作業療法評価学	5	身体障害評価論演習Ⅰ	1
			身体障害評価論演習Ⅱ	1
			精神障害評価論演習	1
			認知機能障害評価論演習	1
			発達障害評価論演習	1
			日常生活活動分析論演習	1
			小計	6
	作業治療学	20	医療安全管理学	2
			身体障害作業療法学Ⅰ	2
			身体障害作業療法学Ⅱ	2
			急性期精神障害作業療法学	2
			地域移行精神障害作業療法学	2
			発達障害作業療法学	2
			基礎義肢装具学	2
			臨床義肢装具演習	1
高次脳機能障害作業療法学			2	
高齢期障害作業療法学			2	
臨床作業療法学演習Ⅰ			1	
臨床作業療法学演習Ⅱ			1	
作業療法基礎演習			1	
作業療法専門演習			1	
小計	23			
地域作業療法学	4	地域作業療法学	2	
		障害支援工学	2	
		職業関連支援	1	
		日常生活活動支援	1	
小計	6			
臨床実習	18	臨床実習Ⅰ	1	
		臨床実習Ⅱ	2	
		臨床実習Ⅲ	4	
		臨床実習Ⅳ	8	
		臨床実習Ⅴ	8	
小計	23			
合 計		93	133	

「単位数」欄

※選択必修科目をそれぞれ1科目ずつ修得すること

理学療法士及び作業療法士法・同施行令及び施行規則に定める教育課程を修了し、理学療法士・作業療法士過程を卒業した者には、理学療法士又は作業療法士国家試験の受験資格が取得できる。

理学療法士・作業療法士については、理学療法士及び作業療法士法第二条の規定により次のように定義づけられている。

理学療法士

厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える等の理学療法を行うことを業とする者をいう。

作業療法士

厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる等の作業療法を行うことを業とする者をいう。

理学療法士・作業療法士の国家試験科目は、以下の通りである。

(1) 一般問題

- ①解剖学 ②生理学 ③運動学 ④病理学概論 ⑤臨床心理学
- ⑥リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）
- ⑦臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法又は作業療法

(2) 実地問題

- ①運動学 ②臨床心理学 ③リハビリテーション医学
- ④臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法又は作業療法

他の大学又は短期大学における 授業科目の履修等に関する規程

第1条 学則第26条第3項に基づく他の大学等における授業科目の履修等については、この規定の定めるところによる。

第2条 他の大学等における授業科目の履修は、本学において教育上有益と認め、かつ当該大学等との協議が成立した場合について実施する。

第3条 他の大学等での履修期間中の身分は、当該大学等の定めによる特別聴講学生とし、当該大学等の学則及び指示・決定に従う義務を負う。

第4条 他の大学等での修業期間は、本学の在学期間に算入する。

第5条 他の大学等での履修科目の範囲は、当該学生の所属する学科の授業科目とする。

- 2 他の大学等で履修した科目について修得した単位は、教授会で適当と認められたものについて、60単位を限度として設定することができる。

第6条 他の大学等において、授業科目の履修を志願する者は、次の書類を履修開始前の所定の期日までに、教務課に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書
- (2) 成績証明書
- (3) 学部長の推薦書

第7条 他の大学等における授業科目の履修志願者の選考は、教授会において行う。

第8条 その他の事項については、当該大学等との協議に基づいて、別にこれを定める。

附 則

1. この改正規程は平成22年4月1日より施行する。

入学前の既修得単位の認定に関する規程

第1条 学則第28条第4項に基づく入学前の既修得単位の取扱いについては、この規定の定めるところによる。

第2条 入学前に修得した科目及び単位の認定は、当該学生の所属する学科の授業科目とし、合計60単位を超えない範囲で行うものとする。

2 前項の単位の認定に関連して、修業年限の短縮は行わないものとする。

第3条 入学前の既修得単位認定の申請をする者は、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学前の既修得単位認定申請書
- (2) 単位修得・成績に関する証明書
- (3) 修得科目の授業内容を示す文書

第4条 入学前の既修得単位の認定は教務委員会が審査し、教授会の議を経て学長が行う。

第5条 入学前の既修得単位の認定の結果については教務課より本人に通知する。

附 則

1. この改正規程は平成22年4月1日より施行する。